

聖ヶ丘教育福祉専門学校 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

第1条（目的）

介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

第2条（名称・事業所の名称・所在地）

本研修は、「聖ヶ丘教育福祉専門学校 介護福祉士実務者研修 通信課程」とし、次の事業所が実施する。

聖ヶ丘教育福祉専門学校
横浜市保土ヶ谷区常盤台66番18号

第3条（実施課程及び形式）

実施する研修は、介護福祉士実務者研修とし、研修形式は通信形式を主に行い、一部面接授業を含むこととする。

第4条（定員及び修業年限）

定員及び修業年限は次のとおりとする。

- (1) 受講定員は1講座当たり20名（1学級）とする。
- (2) 受講者の総定員は100名（1学年）とする。
- (3) 修業年限は所有資格ごとに定め、以下のとおりとする。

所有資格	研修時間	修業年限
無資格者	462 時間	6ヶ月
訪問介護員1級	107 時間	1ヶ月
訪問介護員2級	332 時間	4ヶ月
訪問介護員3級	432 時間	5ヶ月
初任者研修	332 時間	4ヶ月
介護職員基礎研修	62 時間	1ヶ月

第5条（休業日）

休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始 12月29日～1月3日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 夏季および春季休業 各約3週間
- (5) その他校長が必要と特別に定めた日

2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情がある場合は、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
3. 災害等その他急迫する事情がある場合、又は教育上特別な事情がある場合は臨時に授業を行わない場合がある。

第6条（受講対象者）

受講の対象は下記の条件を満たすものとする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 神奈川県内に在住している者

第7条（受講者の選考と手続き）

受講希望者は指定の期日までに、本校指定の受講申込書に必要事項を記入し、その他必要書類を添付して期日までに提出する。

2. 受講者の選考は行わず、定員に達し次第締め切りとする。ただし、若干の待機者を設ける。
3. 受付終了後、期日までに指定された書類を提出し、第9条に規定する受講料等を指定期日までに納入する。

第8条（受講の許可）

期日までに所定の手続きを終了した受講生に対し、受講決定通知書を送付し、受講を許可する。

第9条（受講料）

受講料の内訳は下記のとおりとする。

【受講料】

所有資格	研修時間	受講料（税別）
無資格者	462 時間	143,000 円
訪問介護員 1 級	107 時間	78,000 円
訪問介護員 2 級	332 時間	130,000 円
訪問介護員 3 級	432 時間	140,000 円
初任者研修	332 時間	130,000 円
介護職員基礎研修	62 時間	72,000 円

2. 納入された受講料については原則返還しない。ただし、指定された期日までに申し出があった場合は別途協議の上、一部を返還することがある。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

3. 修業年限を超えて在籍する場合は、在籍から1年を経過する毎に5,000円の納入金がかかる。ただし、在籍期間は、2年を超えることはできない。
4. 通信授業における、レポート等の再提出が必要な場合は、レポート等ごとに2,000円の再提出料がかかる。
5. 面接授業の再履修に関しては、介護過程Ⅲについては30,000円、医療的ケアについては10,000円とする。
6. 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わず、受講料等の支払いがない場合は、受講を認めない。

第10条（休学・退学）

休学・退学・復学の希望があった場合は、面接相談の上、認めることができる。ただし、その場合、受講料等は返金しない。

2. 受講生が病気その他やむを得ない事由により休学する場合は、所定の書類にその理由を明記し、校長に休学を願い出なければならない。尚、復学を希望した時は、校長の許可により復学を認める事とする。

第11条（養成課程）

本研修の養成課程については別表1のと通りの科目、時間数とする。各資格等要件を確認し、別表1に基づいた教科目についての履修が必要となる。

第12条（履修方法）

通信授業は、学則別表1に定める履修すべき該当科目について、受講生は決められたスケジュール表に基づき、自宅等で授業科目ごとに割り当てられた時間数の自己学習を行う。

2. 通信授業は、該当科目のテキストによる自己学習を終えた後、該当科目の「演習問題」に取り組み、自動での添削を受ける。教員から「演習問題」の正答が6割以上あることの確認を受け、Eレポート上の解説等を確認して学習する。
3. 通信授業は、教員が一週間に一回受講生の学習の進捗状況や「練習問題」の取り組み状況を確認し、必要に応じてメール等により指導を行う。指導によっても習熟度が得られない場合は、個別に面接の機会を設ける。
4. 受講生は該当科目の「練習問題」について6割以上を正答し、十分な習熟度が得られた段階で「課題レポート」に取り組み、提出期間内に提出して評価を受ける。「練習問題」の正答が6割に達していない場合、教員は受講生に対して、習熟度が不十分な科目の単元や項目の内容を確認させ、再度テキストによる自己学習を指示する。
5. 面接授業は、本校の教室及び演習室において実施する。面接授業科目及び指定時間は別表1のとおりとする。
6. 面接授業については、原則として欠席は認めない。ただし、やむを得ない事由に

より、有料にて補講を受けることができる。

7. 面接授業については、原則として遅刻早退は認めない。
8. 受講生は学習内容について相談、質疑等がある場合は、電話やファックス、電子メールによって行うことができる。

第13条（補講）

やむを得ない事情があると認められる場合の欠席・遅刻・早退については、補講を行う。補講は在籍期間中に実施し、補講が必要な事由として、下記に示すやむを得ない事情がある場合は補講費用を徴収しない。それ以外の場合は、補講については補講費用として1時間あたり2,000円とする

やむを得ない事情とは、下記のとおりとする。

- (1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第32条第3項の規定により準用される同法第19条の規定により、出席を停止させる場合。
- (2) 忌引きの場合。
- (3) 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力による場合。
- (4) その他学校長が特別の事情があると認めた場合。

第14条（評価方法と修了の認定方法）

通信授業は「演習問題」において6割以上の正答が確認された場合に「課題レポート」に取り組むことができる。各科目の「課題レポート」毎の認定正答数を達成した場合、受講生は合格と評価され、該当科目の修了を認定する。認定正答数に満たなかった不合格の受講生については、再度課題レポートを提出させ、評価を行う

2. 面接授業の介護過程Ⅲについては、規定の時間を出席していることが確認できる受講生について、評価試験を実施し評価する。修了するためには、到達度確認テスト（筆記・実技）にて60点以上の評価を受けなければならない。
3. 面接授業の医療的ケアについては、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」における通知で示されている項目及び基準にて評価する。修了するためには、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）・経管栄養（胃瘻・経鼻）については各5回以上の実施を行い、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」における通知で示されている項目及び基準にて合格の評価を受け、また救急蘇生法については1回以上実施し、上記の通知における基準にて、同じく合格の評価を受けなければならない。
4. 課程修了の認定は指定された研修による免除科目を除き、別表1に規定する全ての科目にて合格判定を受けたものに対して行う。

第15条（修了証の発行）

前条の修了の認定方法において、履修しなければならない通信授業及び面接授業の介護過程Ⅲが60点以上の者、又は医療的ケアに関して、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」における評価基準に合格した者に修了証を発行する。

第16条（教職員組織）

次の教職員を置く。

- ・ 校長 1名
- ・ 専任教員（教務に関する主任者を含む） 2名
- ・ 非常勤教員 1名
- ・ 医療的ケア担当教員 1名
- ・ 事務職員 1名

2. 学校長は本校を代表し、校務全般を統括する。
3. 専任教員及び非常勤教員は、受講生の教育をつかさどる。
4. 事務職員は事務に従事する。

第17条（懲戒）

校長が教育上必要とみとめたときは、次の懲戒処分を行う。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

2. 前項の退学は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないとみとめられる者
 - (2) 在籍期間を超えた者、もしくは履修状況が著しく遅く、成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなく、課題提出ができない者。また、正当な理由がなく欠席をする者。
 - (4) 面接授業時にクラスの秩序を乱す等、学校の指示に反した者。

第18条（規定変更）

この学則は、理事会に諮り、変更することができる。

第19条（その他）

この学則の実施について必要な事項は、校長が別に定める。

(附則)

この学則は、平成28年4月1日より施行する。

(附則)

この学則は、平成29年4月1日より施行する。